

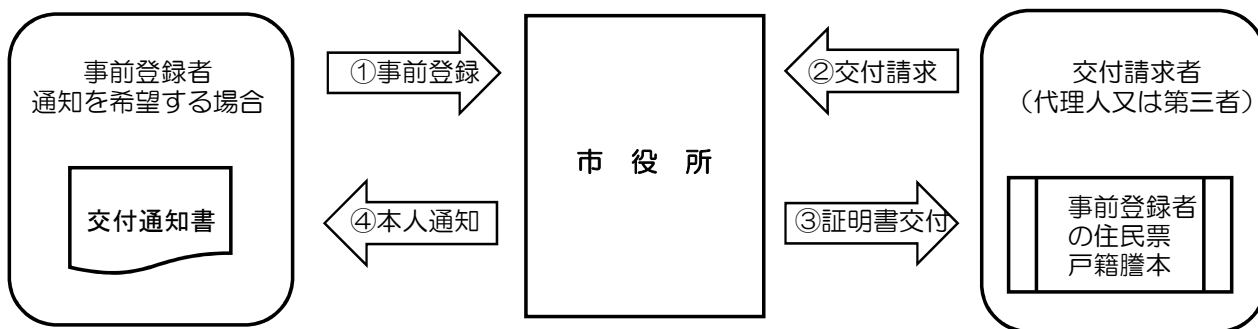
発行／三原市人権推進課
編集／三原市大和人権文化センター
住所／三原市大和町下徳良107番地1
電話／0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

登録型本人通知制度へ登録をしましょう

登録した人の個人情報が第三者に交付されたことを知ることができます！

この制度は、住民票等の不正請求や不正取得の抑止と個人の権利が侵害されることの防止を目的として、事前に登録した人の戸籍謄本や住民票の写しなどを、本人以外の第三者（※1）等に交付した場合に、その交付した事実を登録者に郵送でお知らせする制度です。



※1 第三者とは

本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請をする人のこと。資格のない人に住民票などを勝手に交付することはありません。

注意

代理人又は第三者から事前登録者に係る戸籍謄本等の交付請求があった場合に、その交付の可否を事前登録者へ確認する制度では、ありません。

登録の手続きについて

- (1) 登録できる人 三原市に住民票がある人又は三原市に本籍がある人
 - ※ 過去にあった人を含む。ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた人は除きます。
- (2) 登録方法 申請用紙に記入して窓口に提出
- (3) 必要書類 三原市本人通知制度事前登録（新規・更新）申請書
 - ※ 市民課及び各支所地域振興課にあります。ホームページからダウンロードできます。
 - 申請者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）代理人が申請する場合は代理権限を明らかにする書類（委任状・戸籍謄本）
 - ※ 代理申請を希望される場合は事前にお問い合わせください。
- (4) 登録受付窓口 市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課
 - ※ やむを得ない理由により窓口で申請することができない場合は郵送による手続きもできます。

問合せ先 三原市生活環境部 市民課 0848-67-6715

大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日時 10月16日(金) 9:00~12:00
場所 大和人権文化センター 会議室
相談内容 くらしの相談
相談員2名で対応します。次回は、11月20日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

- とき 土・日・祝日は除く
10:00~16:00
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308

人権ってなんだろう？

NO. 10



外国人

外国人に対する偏見や差別意識による嫌がらせや差別発言、就労に際しての差別や入居・入店拒否など、外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況があります。

異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深め、外国人が安心していきいきと生活できる多文化共生社会を目指していく必要があります。

● 広島県で暮らしている外国人

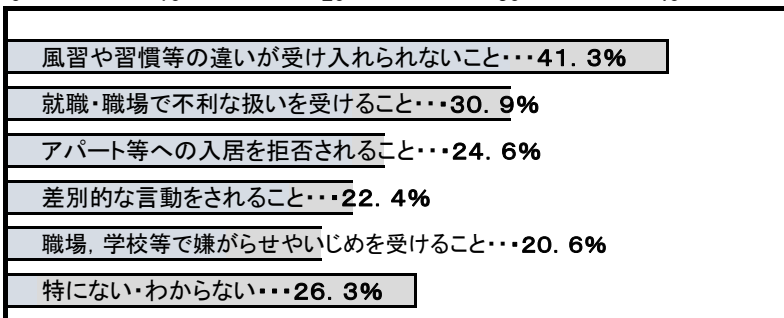
県内の在留外国人は、49,502人（令和2（2020）年8月1日現在）で、県の人口約1.8%に当り、過去最高の人数となりました。

中国をはじめ、韓国、朝鮮、フィリピン、ベトナム、ブラジルなど多くの外国籍の人達が暮らしています。

広島県に居住することとなった事情や歴史的経緯を知り、異なる文化、生活習慣、価値観などを尊重し合い、日常生活の中でどのような問題を抱えているか理解することはとても大切なことです。

● 日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

0 10 20 30 40



複数回答

資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29（2017）年10月）

同じ地域に暮らす私たち一人ひとりが「心の壁」をなくし身近なところから共に行動していきましょう。



● 外国人を取り巻く人権問題

日本で生活する外国人は増加していますが、一方で、就労に関する問題や、外国人であることを理由にしたアパートなどへの入居拒否などの問題があります。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）などの社会問題も生じています。

● 外国人が感じている「3つの壁」 ①言葉の壁 ②制度の壁 ③心の壁

特に、見た目による先入観や偏見、あるいは価値観の違いに対する誤解などから「心の壁」が差別につながる場合があります。

● 「多文化共生社会」を目指して

外国人が地域社会へ積極的に参加することが、ひいては地域社会の活力と発展につながるのではないのでしょうか。

同じ地域に暮らす私たち一人ひとりが「心の壁」をなくし、身近なところから共に行動しましょう。

多文化共生とは？

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されています。



参考資料（抜粋）「気づきから「きずな」へ。

（広島県人権男女共同参画課・人権啓発冊子）平成29（2017）年3月発行）

※ 次回に続く